

～地域のひとや企業をつなぐ～
しみずフューチャーデザイン設立記念定期預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきましたご預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）及び「総合口座取引規定」に基づきお取扱いさせていただきます。



清水銀行

令和8年9月14日 改定
(9-0-08-515)

～地域のひとや企業をつなぐ～
しみずフューチャーデザイン設立記念定期預金規定

1.（預入対象者）

【ぷらっとコース】

定期預金の受入期間中に新規（※）に30万円以上お預け入れの個人の方。

（※）本商品作成日から遡って3か月以内にご入金されたご資金を新規とします。

【しみずコース】

定期預金の受入期間中に当行普通預金もしくは既にお預け入れの定期預金から30万円以上お預け入れの個人の方。

2.（預け入れ）

（1）この預金は、定期預金の受入期間毎に定める金額の範囲および預入期間での預け入れとします。

（2）この預金は、自動継続自由金利型定期預金（M型）（元利金継続または元金継続）とし、定期預金通帳、総合口座通帳、スマート通帳での預け入れとします。

（3）この預金は、当行の本支店の窓口のみでのお預け入れとします。ATM、清水銀行アプリ、しみずダイレクトバンキングサービスおよび清水みなとインターネット支店からのお預け入れはできません。

3.（約定利率）

この預金の利率は、預入日の自由金利型定期預金（M型）の預入期間に応じた店頭表示利率に、ぷらっとコース・しみずコースにより、当行所定の利率を上乗せした利率を初回の満期日まで適用します。

4.（自動継続）

（1）この預金は、満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）（元利金継続または元金継続）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の自動継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金（M型）の預入期間に応じた店頭表示利率とします。

5.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前記（1）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上